

# 西尾市岩瀬文庫所蔵江戸期抄本『呂律反音事』

——翻刻と考察——

明 木 茂 夫

## はじめに

本稿は西尾市岩瀬文庫所蔵の江戸期抄本『呂律反音事』りよりつはんのんごじに対して基本的解題と本文翻刻を試みようとするものである。筆者は本来中国古典楽理を専門とし、日本古典音楽や和書の読解についてはほぼ無知に等しい。その無知も顧みず本書の解題と翻刻を試みるには次のような事情がある。筆者は現在豊田市中央図書館所蔵の江戸期抄本『律呂』りよについて調査中であり、その過程でこれが安倍季良すえはら（一七七五～一八五七）撰『山鳥秘要抄』原本の内の楽理部分を書写したものであることが判明した。さらに同じ『山鳥秘要抄』名の種々の写本も併せて調査する中で、西尾市岩瀬文庫の『呂律反音事』が、『山鳥秘要抄』の内の反音に関する楽理部分の抜書きと、他の諸本に無い独自のテキストからなる再編集本であることを見出した。他のテキストと比較対照することによって、江戸末期の楽人の反音に対する認識を知ることができる点で、重要な書物であると考えられる。以下本書の解題及び翻刻には筆

者の不勉強故の誤りがあること、あらかじめお詫びすると共に諸氏のご批評を乞う次第である。

### 一、解題

本書は雅楽の音階理論の内、一種の転調理論である「反音」について説いたものである。但し、その内容を検討しようとするならば、実は本書のみを見ては十分とは言えない。なぜなら、本書は『山鳥秘要抄』等と題するその他の抄本と共通する本文と、本書独自の部分の双方から構成されており、他の諸本との比較検討を欠くことはできないからである。ここで、本書に関連の深い主な諸本をまず整理しておく。

#### A 安倍家所蔵本

○安倍家所蔵『山鳥秘要抄』 Ⅱ安倍家原本 全36冊

#### B群 Aの楽理部分の抜書き 一冊、61〜64葉

○豊田市中央図書館所蔵『律呂』 Ⅱ豊田本

○京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『山鳥秘要抄』 Ⅱ京大本

○国会図書館所蔵『山鳥秘要抄』 Ⅱ国会図書館本

○静嘉堂文庫所蔵『山鳥秘要抄』 Ⅱ静嘉堂本

○東北大学附属図書館和算資料平山文庫所蔵『律呂抄』 Ⅱ東北大本

○山井景昭氏所蔵本『楽律抄』 Ⅱ山井家本

C群 AもしくはBの抜書きを再編集したもの 一冊、6〜21葉

○西尾市岩瀬文庫所蔵『呂律反音事』 Ⅱ岩瀬文庫本（本書）

○東京藝術大学附属図書館所蔵『山鳥秘要録中律呂之論』 Ⅱ藝大本

以下本書を岩瀬文庫本と称し、また他の諸本についても右に示した略称を用いることとする。

まずAの安倍家原本について、これは現在非公開となっており、その内容は安倍家現当主であられる安倍季昌すえまさ氏の著書『雅楽筆筈 千年の秘伝<sup>2</sup>』による以外には今のところ知る術は無い。それによればこれは安倍季良が「古記や日記をまとめたもの」であり、「仁」「智」「禮」「義」「信」の五部、全36冊からなる書物であると言う。同書には安倍家原本の目次が掲載されており、その「信」の四に「未及清書」という巻があることからすれば、安倍家原本は様々な安倍家の雅楽資料を清書しながらまとめた一種の叢書的な性格を持つものである。

基本的に『山鳥秘要抄』と題するB群の一連の抄本は、『律呂』『律呂抄』『楽律鈔』と題するものもあるが、筆者の調査によれば、細かな異同はあるものの本文は基本的に同一である。<sup>3</sup>いずれも61〜64葉からなる一冊本であつて、Aの安倍家原本とは相当に分量が異なる。この点からすれば、B群の抄本はAの安倍家原本の内の楽理に関する部分を抜書きして一冊の書物に編集したものだ<sup>3</sup>と考えられよう。特に安倍家原本の内の「仁」の一の二「楽事録」、「智」の六「古律、新律の事」、「義」の二「古律、新律」、「信」の二「本朝音樂之部」、「信」の三「樂事録」が、題名からしてB群の抄本と関連があると見られ、こうした部分の抜書きがB群となったのだと思われる。

C群の抄本はB群よりさらに分量が少なく、なおかつその内容はB群と共通の本文と、C群にのみ見える本文とから成っている。つまりC群は、B群の書物の一部を抜書きし、独自の解説を加えて再編集したものだと考えられる。もしくはAの安倍家原本から抜書きして再編集した可能性もあるが、Aを参照できないため確認する術は無い。C群の一つである岩瀬文庫本は本文の文字のみならず、音階を表示する図表もB群には無いオリジナルのものが掲載されており、特に資料的価値が高いと言える。なお、A及びB・C群の書物の詳細については拙論「豊田市中心図書館蔵安倍季良撰抄本『律呂』について——解題及び『山鳥秘要抄』諸伝本との比較——」を参照願いたい。<sup>4)</sup>

書名 呂律反音事

書名は左肩書外題による。扉題同。

一冊 二七・一 × 一九・四センチメートル

編著者 安倍季良

旧蔵印識語 印記「楊梅公府図書」（朱白文方印、鷹司家）

ここに言う「楊梅公府図書」の方印は内題右上に捺されている。また同データベースには、

成立 元奥書「右呂律反音図雖為管見之至愚得所覃為弁覽注之以示子孫而已」天保二年正月廿一日 玄蕃権助

安倍季良」。筆蹟より見て鷹司政通書写本か。

内容 雅楽の楽書。漢字かな交じり。反音は訓「かへりこゑ」で、転調のこと。冒頭に『残夜抄』第七「調子のうつりかはりめといふは…」の条を引き、以下、反音について解説する。末尾に箏の調べが近來七声のうち二声が欠けて五声となっていることについて、「是は道にとりてかきんとや申へし殿下へ鷹司殿へ」

此事の天下にかけたるを年ころほいなくおほしめされてつねに御沙汰あり我も此事を歎き侍りきもとも琵琶にはなをむかしにかわらぬ声にしあれば糸竹の道に七声の闕たるといふにもあらねと箏にも此声の侍りてそあることなれば今一しほに糸竹の声の調和も諧て此道の真のすしに侍りと覚侍りぬ」と結論する。「殿下」は書写者の鷹司政通か。(以上傍線明木)

とある。これによれば、岩瀬文庫本は時の関白鷹司政通<sup>6</sup>による書写で、鷹司家旧蔵本だったことになる。B群の抄本には、この書物が鷹司政通公のために書かれたことが複数箇所<sup>6</sup>に記述されており、B・C群を通して鷹司政通との関係が深いことは明らかである。岩瀬文庫本の方印及び書写者はこの書物全体の素性を考える上で重要な情報だと言えよう。

## 二、翻刻と校勘

岩瀬文庫本の本文翻刻に先立ち、まずB群の書物について触れておきたい。岩瀬文庫本がB群の書物の抜書きを中心に構成されている以上は、校勘を行うには当然B群の書物と比較対照することになる。但しB群の全てを対象とすればやや複雑となるため、ここでは特にB群の代表として豊田本を校勘に用いることとする。それは、他本と異同がある場合豊田本の方がしばしば正確であること、頭注や巻末追加部分に欠落が無いこと、朱墨の補足部分に欠落が無いこと、文字の校勘や注釈の小字書込みが多いことを考慮してのことである。また豊田本に誤字がある時、他本はその誤字をそのまま一旦書写した上で、傍らに小字で修正を書き入れている場合があり、このことは豊田本のテキストがオリジナルに近いことを想像させる事象である。その詳細については前掲拙論を参照願いたい。

以下岩瀬文庫本を翻刻するに当たっては、以下のような原則に依った。

- ・ユニコード文字の範囲で原文の字体に最も近い文字を用いる。
- ・原文に無い句読、濁点・半濁点を補う。
- ・「ㄣ」は「こと」とするなど、合略字は仮名に起こして表記する。
- ・割り注は「」内に収める。

〔翻刻〕

残夜抄云、調子のうつりかハリめといふハまづ

(1葉表)

しらべ一をしらめたるに、こと聲のいできたる  
なべてハわろし。それにわるからでよきあり。

これをかへりこゑといふ。これハ呂より律ニか  
へり、律より呂につたふ。其聲の位をよくく

心えつれば、こと調子にうつれども、やがてよし。

ふるき略碩<sup>※</sup>ニ云、下一盤涉還双調、平大同音、

上黄鐘。又云、双調平調上黄鐘、下一盤涉還

双調といふハ、双調より平調ニかへり、平調より上

无調ニかへり、上无調より黄鐘調ニかへり、黄鐘調

(1葉裏)

※「碩」豊田本・『残夜抄』共に「頌」に作る。

より下无調にかへり、下无調より一こつ調二かへる。

壹越調より盤涉調二かへる。盤涉調より双調

二かへるべしとなり。これハ笛一がうちの事にて、

かたのごとくつづけたれども、まとしき<sup>※</sup>声の位ハ

あハぬ也。この中に双調と平調とうつりよく、

一越調と盤涉調と又うつりよし。又黄鐘調

と下无調とハよし。此外のかへりこゑハいといみじくな

し。これらハ十二律といふことをよくく、心

えてしるべき事也。

私云、御遊の時先呂遊ありてかへり声に

なりて律遊是定れる事也。其本意ハ

同均なるによりてぞ反音とハいふなり。其

真実をいふときハ、双調呂のしらべハまつ

中呂を宮として徵商角羽變宮變徵の

七声を次第に立たり。是即中呂均なり。扱

平調ハ中呂均の羽調にて七声かわることなければなり。則

初にハ宮調をしらべてその羽調に反音する也。

今世吹物琵琶は此定なりしが、箏のみしらべや

(2葉表)

(2葉裏)

※豊田本等「まとしき」に作るも、京大本・『残夜抄』は「まことしき」に作る。

※豊田本等「羽調なり。これによて七声……」とする。

うむかしにかわりて五声に成にたり。かたぐゝ其真  
のすじを人しらぬやうに成たり。笙簞築笛琵琶  
瑟箏などの反音の図これを注す。

呂律七聲反音図以笙簞築

笛注之 但律七声名注尋常説

(3葉表)

呂宮	中呂	十	上	上	律嬰商
呂商	林鐘	乞	丁	夕	律角
呂角	南呂	一	工	中	律徵
呂反徵	應鐘	ユ	六	丁 <sub>兼</sub>	律羽
呂徵	黃鐘	九	六	六	律嬰羽
呂羽	太簇	し	四	テ	律宮
呂反宮	姑洗	下	一	五	律商

同図以琵琶注之

但律七声之名以妙音院殿御説注之

呂反宮	呂羽	呂徵	呂反徵	呂角	呂商	呂宮
こ	七	ユク	シ	フ下ム	エシ八	一乙上
姑洗	太簇	黄鐘	應鐘	南呂	林鐘	中呂
律商	律宮	律反宮	律羽	律徵	律反徵	律角
ユ七	一シク	十也	下ム	シ八	斗乙上	凡ヒ

(3葉裏)

同凶以箏注之

但律七声之名以妙音院殿御説注之

呂宮	一二五十	中呂	律角	三
呂商	六斗	林鐘	律反徵	四九
呂角	七為	南呂	律徵	一五十
呂反徵	推七為	應鐘	律羽	斗
呂徵	三八巾	黃鐘	律反宮	六
呂羽	四九	太簇	律宮	二七為
呂反宮	推四九	姑洗	律商	八巾

(4葉表)

今世箏彈法二声闕之

(4葉裏)

図如此 但律七声之名以妙音院殿

御説注之

呂宮 一二五十 中呂 律角

呂商 六斗 林鐘 律反徵 四九

呂角 七為 南呂 律徵 一五十

呂反徵 應鐘 律羽 六斗

呂徵 三八巾 黃鐘 律反宮

呂羽 四九 太簇 律宮 二七為

呂反宮 姑洗 律商 三八

私案、近來箏のしらべ五声に成てより、吹

(5葉表)

物も哥のふりまでも、聊かわりてぞ侍らん。

これはすべて物の音は箏にハよく和すること

なれば、殘樂なども箏を賞翫することぞかし。

此七声のかけたるにより笙簞篳篥も哥のこわ

ぶりも、箏に和することを聞として、箏になき  
音ハおのづからきゝわかぬやうに吹ことを習  
の様に成にたり。是ハ道にとりてかきんとや申べし。

殿下鷹司殿此事の天下にかけたるを年ころ

ほいなくおぼしめされてつねに御沙汰あり。我も

此事を嘆き侍りき。もとも琵琶にはなを

むかしにかわらぬ声にしあれバ糸竹の道に七

声の闕たるといふにもあらねど、箏にも此声の侍り

てぞあることなれば今一しほに糸竹の声の調和も

諧て此道の真のすじに侍りと覺侍りぬ

(5葉裏)

右呂律反音図雖爲管見之至愚得

所覃爲弁覽注之以示子孫而已。

\*天保二年正月廿一日 玄藩權助安倍季良

(6葉表)

※天保二年は一八三二年

### 三、岩瀬文庫本の構成と「呂律七聲反音圖」に関する考察

次に岩瀬文庫本の構成と、後半に置かれている「呂律七聲反音圖」に関して若干の考察を加えておきたい。

岩瀬文庫本はB群の書物と共通する本文と、本書独自の部分の双方から構成されていることは右に触れた。より詳しくは、前半部分はB群の書物の内の特に「反音之事」の条目の抜き書きであり、しかもB群の書物とは本文の順番を異にしている。そして後半部分は独自の四つの図表と本文からなる。これを豊田本と比較して図示するならば、次のごとくである。

〔岩瀬文庫本〕

反音之事

残夜抄云、調子のうつりかハリめといふハ……

これら八十二律といふことをよくよく心えてしるべき事也。

〔豊田本〕

反音之事

私云、御遊の時先呂遊ありて反音声に……

此事便覽のため左に圖したり。

(この間の本文は岩瀬文庫本に無し)

私云、御遊の時先呂遊ありてかへり声に……

笙箏篳篥琵琶などの反音の図これを注す。

(但し豊田本とは文字の異同あり)

残夜抄云、調子のうつりかハリめといふハ……

これら八十二律といふことをよくよく心えてしるべき事也。

(図) 律呂七聲反音図以笙篳篥笛注之

(図) 同図以琵琶注之

(図) 同図以箏注之

(図) 今世箏彈法二声闕之図如此

豊田本に無し

(岩瀬文庫本オリジナルの図と文言か)

私案、近來箏のしらべ五声に成てより、……

このように岩瀬文庫本の前半部と豊田本とでは、記述の順序が逆転している。豊田本では「私云、御遊の時……」が先にあり、『残夜抄』からの引用がそれに続くが、岩瀬文庫本では『残夜抄』の引用が先にあり、「私云、御遊の時……」がこれに続く。また岩瀬文庫本は豊田本の「私云……」と「残夜抄云……」の間の本文の多くを省略している。こうした構成から、岩瀬文庫本は反音というやや難解な転調理論を説明するために、B群の記述の内の最低限必要なエッセンスのみを抜き書きして編集し、そこにオリジナルの図を加えた、専ら反音の説明に特化した解説書であったことが考えられる。B群の書物には、それが子孫に楽理を伝えるために書かれたこと、そして鷹司政通の求めに応じて楽理を説いたものであることが記されている。岩瀬文庫本も、子孫に示すためのものであると同時に、鷹司政通に直接的に関わるものである。ここからすれば、岩瀬文庫本も子孫や周囲の人々に反音について解説する上で必要があつて特に編集したものだったのでなかろうか。

続いて岩瀬文庫本の特徴である、B群の書物と異なる本文と図表について。まず本文の内、豊田本を初めとする

B群の書物と大きく異なる部分は、岩瀬文庫本第3葉表から裏にかけての一段である。これを豊田本と比較するため次に並置する。

〔岩瀬文庫本〕

私云、御遊の時先呂遊ありてかへり声に

なりて律遊是定れる事也。其本意ハ

同均なるによりてぞ反音とハいふなり。其

真実をいふときハ、双調呂のしらべハまづ

中呂を宮として徴商角羽變宮變徵の

七声を次第に立たり。是即中呂均なり。扱

平調ハ中呂均の羽調にて七声かわることなればなり。則

初にハ宮調をしらべてその羽調に反音する也。

今世吹物琵琶は此定なりしが、箏のみしらべや

うむかしにかわりて五声に成にたり。かたがた其真

のすじを人しらぬやうに成たり。笙箏篳篥

〔豊田本〕

私云、御遊の時先呂遊ありて反音に

なりて、律遊是定れる事也。其本意

をしらざれば、いかなる事にて反音といふ

事なりとしらず。これは同均なるのゆへなり。

〔全體双調七云ハ次鐘均の商調なり同均にあらず〕本朝の習に呂のし

らべハ中呂を宮として七声を次第に立てたる、

是即中呂均なり。扱平調はもとより中呂

均の羽調なり。これには七声かわりなし。

しかれば初に宮調を奏して其羽調に反

音することなり。

今世箏彈法むかしにかわりて律は五声に

しらめ、呂は元より五声に彈かず。かたゝ反

音の儀なし。本意を失へり。古譜を見て

琵琶などの反音の図これを注す。

能くこれを解すべし。此事便覽のた  
め左に圖したり。

これを見るに、両者の述べる所はほぼ同一である。双方に共通する要点を抽出するならば、次のように整理できよう。

○御遊びの時には先ず呂遊があつて、反音して律遊となることが定めである。

○その本意は、同均たることにある。

○呂旋法の双調は中呂を宮として宮・徵・商・角・羽・変宮・変徵の七声を配置する。中呂均である。

○平調は中呂均の羽調であり、七声は双調と同一である。

○両者は同均であるが故に反音するのである。

○今世の箏は七声ではなく、五声になつていて、本来の形を失つている。

続く「呂律七聲反音圖」は右の要点を受けて、呂旋法と律旋法との対応を示しつつ、特に呂旋法たる双調と律旋法たる平調との間の反音を図示するものだと考えられる。今仮に四つの図表に前から順に、

1、以笙箏篳篥笛注之 但律七声名注尋常説

2、同図以琵琶注之 但律七声之名以妙音院殿御説注之

3、同図以箏注之 但律七声之名以妙音院殿御説注之

4、今世箏彈法二声闕之図如此 但律七声之名以妙音院殿御説注之

の番号を付す。

さてこの四つの図表については、

a、呂旋法と律旋法の音程配置

b、七声名に於ける尋常の説と妙音院殿の説

c、笙・箏・篳篥・笛・琵琶・箏の音符の対応

という三つの要素が含まれているのだが、それぞれ別個に別に考える方が分かりやすい。そこで以下これを分離して順に整理する。

a、「呂旋法」と「律旋法」の音程配置

「呂旋法」と「律旋法」の音程配置は、季良自身がB群の書物の「律呂名儀両様に覚悟すべきこと」の第二「本朝音曲楽曲のうへに律音呂音と云事」でも述べている如く、それぞれ次のように示すことができる。一格を一律（半音）とする。

呂旋法

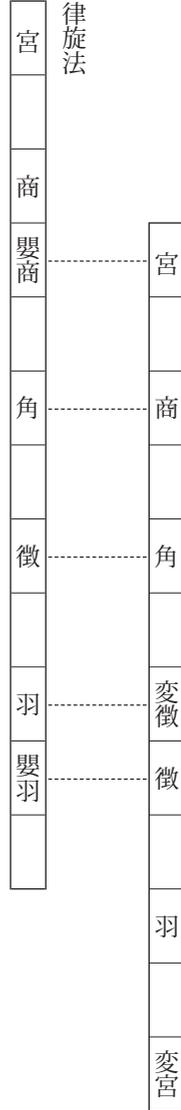
宮		商		角		変徴	徴		羽		変宮
---	--	---	--	---	--	----	---	--	---	--	----

律旋法

宮		商	嬰商		角		徴		羽	嬰羽	
---	--	---	----	--	---	--	---	--	---	----	--

これを、互いに平行調となり、なおかつ音程配置を同じくするように置くならば、

呂旋法



となる。さらにこれを互いに一均いんに収まるように、言い換えれば呂旋法は律旋法の嬰商調式であることが分かるように折り返して示すならば、

呂旋法



律旋法



となる。これがまさに図表1の最上段と最下段に置かれた呂旋法と律旋法の音程配置である。今、視覚的に分かり

やすくするため、図表1の最上段（呂旋法）と最下段（律旋法）を、一律（半音）と二律（二度）との間隔を保ちつつ、その下に中国と日本の十二律呂名を添えて示す。

1、呂律七声反音図 以笙篳篥笛注之 但律七声名注尋常説

呂旋法 律呂 律旋法 律呂（中国） 律呂（日本）

呂反宮	姑洗	律商	姑洗	下無
呂羽	太簇	律宮	夾鍾	勝絶
			太簇	平調
呂徵	黄鍾	律嬰羽	大呂	断金
呂反徵	應鍾	律羽	黄鍾	志越
			應鍾	上無
呂角	南呂	律徵	無射	神仙
			南呂	盤涉
			夷則	鸞鏡
呂商	林鍾	律角	林鍾	黄鍾
			蕤賓	鳧鍾
呂宮	中呂	律嬰商	仲呂	双調

岩瀬文庫本の書名と、図表1〜4のタイトルがいずれも「律呂」ではなく「呂律」となっているのは（もちろん日本ではしばしば「呂律」と呼ぶということもあるが）、この図表の最上段の呂旋法と下段の律旋法の音程配置が、

呂↓律の対応関係を示しているためでもあろうか。

b、七声名に於ける尋常の説と妙音院殿の説

ここに言う「妙音院殿」は藤原師長(一一三八―一九二)を指す。B群の書物にも度々言及があり、例えば「律呂名儀両様に覚悟すべきこと」の第二「本朝音曲楽曲のうへに律音呂音と云事」に、

右朱書は妙音院大政大臣師長の御流也。くわしき子細ハ奥に注しぬ。  
とあり、さらに、

彼御流におきては嬰商嬰羽の名を立ず。律調にてもやはり變徵變宮の名を立たり。然れば樂道の家に生るるものは此兩流を慥たしかに覺悟すべし。

とある。そうした上で、所謂尋常の説の七声の傍らに朱墨で妙音院の七声を添えている。これに従って両者の音程配置を図示するならば、

律旋法

宮	商	角	變徵	徵	羽	變宮	季良の当時通行の音名
宮	商	嬰商	角	徵	羽	嬰羽	藤原師長(妙音院殿)による音名

となる。尋常の七声は五声「宮・商・角・徵・羽」に新たに「嬰商」「嬰羽」を加えて律旋法の各音名としているのに対して、妙音院の七声は各音程の名称のみ中国式の「宮・商・角・變徵・徵・羽・變宮」を用いて、律旋法の

呂反宮		呂羽		呂徵	呂反徵		呂角		呂商		呂宮
姑洗		太簇		黃鍾	應鍾		南呂		林鍾		中呂
律商		律宮		律反宮	律羽		律徵		律反徵		律角
姑洗	夾鍾	太簇	大呂	黃鍾	應鍾	無射	南呂	夷則	林鍾	蕤賓	仲呂
下無	勝絶	平調	断金	壹越	上無	神仙	盤涉	鸞鏡	黃鐘	鼻鐘	双調

呂旋法 律呂 律旋法 律呂(中国) 律呂(日本)

2、同図以琵琶注之 但律七声之名以妙音院殿御説注之

音程に配置している。七声と異なる音程に対して新たな名称を与えるか、七声の名称をそのまま用いて律旋法の音程に順番に当てはめるかの違いであると言えよう。さてこれを踏まえて、右の図表1と同様に中国と日本の十二律呂名を添えて図2を図示するならば、次のようになる。

ここで1の律旋法と2の律旋法をそれぞれ取り出して並置し、さらに中国と日本の十二律呂名を添えるならば、次のように整理できる。

尋常律旋法		妙音院殿律旋法		律呂 (中国)		律呂 (日本)	
律嬰商    嬰商	律角    角	律反徵    變徵	律反宮    變宮	應鍾	上無	神仙	盤涉
律徵    徵	律羽    羽	律反宮    變宮	律反宮    變宮	無射	南呂	夷則	鸞鏡
律羽    羽	律嬰羽    嬰羽	律反宮    變宮	律反宮    變宮	應鍾	上無	神仙	盤涉
律宮    宮	律宮    宮	律反宮    變宮	律反宮    變宮	大呂	断金	平調	断金
律商    商	律商    商	律反宮    變宮	律反宮    變宮	夾鍾	勝絶	勝絶	勝絶
律商    商	律商    商	律反宮    變宮	律反宮    變宮	姑洗	下無	下無	下無

さらに、呂旋法の音名（1〜4の最上段）を加えて1〜4に共通するフレームを示すならば、

となる。さらにこの図表直前の本文、即ち第2葉表裏の「私云、御遊の時先呂遊ありてかへり声になりて……初にハ宮調をしらべてその羽調に反音する也」の一段で述べる所の双調と平調の反調をこのフレーム上に図示すると、次のようになる。

呂反宮 〓 反宮	律商 〓 商	律商 〓 商	姑洗	下無
呂羽 〓 羽	律宮 〓 宮	律宮 〓 宮	夾鍾	勝絶
			太簇	平調
呂徵 〓 徵	律嬰羽 〓 嬰羽	律反宮 〓 變宮	大呂	断金
呂反徵 〓 反徵	律羽 〓 羽	律羽 〓 羽	黄鍾	壹越
			應鍾	上無
呂角 〓 角	律徵 〓 徵	律徵 〓 徵	無射	神仙
			南呂	盤涉
呂商 〓 商	律角 〓 角	律反徵 〓 變徵	夷則	鸞鏡
			林鍾	黄鐘
呂宮 〓 宮	律嬰商 〓 嬰商	律角 〓 角	蕤賓	鳧鐘
			仲呂	双調
呂旋法	尋常律旋法	妙音院殿律旋法	律呂 (中国)	律呂 (日本)

呂旋法 双調 尋常律旋法 平調 妙意院殿律旋法 平調 律呂 (中国) 律呂 (日本)

呂宮 〓 宮	律嬰商 〓 嬰商	律角 〓 角	仲呂	双調
呂商 〓 商	律角 〓 角	律反徵 〓 變徵	蕤賓	鳧鐘
呂角 〓 角	律徵 〓 徵	律反徵 〓 變徵	林鍾	黃鐘
呂反徵 〓 反徵	律羽 〓 羽	律徵 〓 徵	夷則	鸞鏡
呂徵 〓 徵	律嬰羽 〓 嬰羽	律徵 〓 徵	南呂	盤涉
呂羽 〓 羽	律宮 〓 宮	律羽 〓 羽	無射	神仙
呂反宮 〓 反宮	律商 〓 商	律反宮 〓 變宮	應鍾	上無
	律商 〓 商	律反宮 〓 變宮	黃鍾	志越
	律商 〓 商	律宮 〓 宮	大呂	断金
	律商 〓 商	律宮 〓 宮	太簇	平調
	律商 〓 商	律宮 〓 宮	夾鍾	勝絶
	律商 〓 商	律宮 〓 宮	姑洗	下無

※双調 〓 仲呂均宮調式  
太字は主音

※平調 〓 仲呂均羽調式  
太字は主音

これを要するに、双調から平調子への反音とは、仲呂均宮調式から仲呂均羽調式への転調であり、同一均の間で行われる。このふたつの調は、現在言う所の平行調の関係にあると言える。

c、笙・箏・篳篥・笛・琵琶・箏の音符の対応

これについては基本的に、それぞれの楽器の音符を右のフレーム上に配置したものと考えればよい。但し、季良が「今世吹物琵琶は此定なりしが、箏のみしらべやうむかしにかわりて五声に成にたり」と述べるように、図表4の今世の箏は七声ではなく五となっている。図表3が七声であるのに対して、図表4の今世の箏では二声（変声）

を欠いた五声となつてゐるのである。図表3から二声を削除したものが図表4となつてゐることは、次のように考  
えれば明らかである。

呂反宮    反宮	←	律商    商	律商    商	姑洗	下無
呂羽    羽		律宮    宮	律宮    宮	夾鍾	勝絶
呂徵    徵		律嬰羽    嬰羽	律反宮    變宮	大呂	斷金
呂反徵    反徵		律羽    羽	律羽    羽	黃鍾	壺越
呂角    角		律徵    徵	律徵    徵	應鍾	上無
呂商    商		律角    角	律反徵    變徵	無射	神仙
呂宮    宮	↓	律嬰商    嬰商	律角    角	南呂	盤涉
				夷則	鸞鏡
				林鍾	黃鐘
				蕤賓	鳧鐘
				仲呂	双調

呂旋法 双調 尋常律旋法 平調 妙音院殿律旋法 平調 律呂(中国) 律呂(日本)

※双調 || 仲呂均宮調式  
太字は主音

※平調 || 仲呂均羽調式  
太字は主音  
※網掛け部を削除

図表3・4に於いて「四九」「一五十一」「二七為」等が同じ位置に併記されているのは、これらの弦がオクターブ音程に調弦されていて相当する七声が同一であるためであろう。

以上により、『山鳥秘要抄』の内の特に「反音」に関する部分を抜書きし、さらに独自のテキストと図表を加え

た岩瀬文庫本は、「反音」の骨子のみに特化し、これを簡明に説明しようとする意図で編集されたものであると考えられる。今後は岩瀬文庫本の内容を踏まえ、B群の論ずる所の反音の体系を解き明かして行きたい。

注

- (1) 太田正弘編纂『豊田市立図書館和装本目録』豊田市立図書館一九九二、「三音楽（一）雅楽」69頁参照。
- (2) 安倍季昌『雅楽筆筈 千年の秘伝』たちばな出版二〇〇八
- (3) 他に未見ながら、金刀比羅宮・勝林院・彦根城博物館・米国議会図書館等にも同名の抄本が所蔵されている。
- (4) 拙論「豊田市中心図書館蔵安倍季良撰抄本『律呂』について —— 解題及び『山鳥秘要抄』諸伝本との比較——」（武内恵美子編 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター「近世日本における儒学の楽思想に関する思想史・文化史・音楽学的アプローチ」報告書『近世日本と楽の諸相』所収、二〇一九年三月発行予定）
- (5) 西尾市岩瀬文庫∨蔵書∨古典籍書誌データベース <http://iwasebunko.jp/stock/database.html>
- (6) 鷹司政通（一七八九〜一八六八）。江戸末期の公家、文政六年（一八二三）から安政三年（一八五六）まで関白の地位にあった。
- (7) 『残夜抄』第七に、

調子のうつりかハリめといふは、まづしらべ一をしらめたるに、こと聲のいできたるなべてはわろし。それにわろからでよきあり。是をかへりこゑといふ。これハ呂より律にかへり、律より呂につたふ。其聲の位をよくく心えつれば、こと調子にうつれどもやがてよし。

ふるき略頌に云、下一盤涉還雙調、平大同音上黄鍾。又云、雙調平調上黄鍾、下一盤涉還雙調といふは、

雙調より平調にかへり、平調より上无調にかへり、上无調より黄鍾調にかへり、黄鍾調より下无調にかへり、下无調より一越調にかへり、壹越調より盤涉調にかへり、盤涉調より雙調にかへるべしとなり。これは笛一がうちの事にて、かたのごとくつゞけたれども、まことしき聲の位はあはぬ也。此中に雙調と平調とうつりりよく、壹越調と盤涉調と又うつりよし。又黄鍾調と下无調とはよし。此外のかへりこゑはいといみじくなし。これらは十二律といふことをよくく心えてしるべきこと也。女房のこまかのさたにをよぶまじければくはしからず。

とある。

(8) 国会図書館本は一旦「まとしき」と書いているが、後で傍らに小字で「こ」を書き加え、「まことしき」に修正している。

(9) 平安時代の雅楽家。従一位太政大臣、妙音院太相国と号す。箏や琵琶をよくし、『三五要録』『仁智要録』を著した。

貴重な資料の閲覧及び翻刻を御許可下さった西尾市岩瀬文庫の関係各位に対して、この場を借りて篤く御礼申し上げます。次第である。

※本稿は平成三十年度科学研究費補助金基盤研究(C)「南宋の文人歌曲創作論における転調理論の研究」(18K00149)の研究成果である。